

令和7年度

予算審査特別委員会会議録（特急反訳）

【速報版】

令和7年9月10日

午前10時 開会

○竹田光良委員長 おはようございます。委員各位におかれましては、御多忙の折、御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから令和7年度予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の案件につきましては、本会議において本特別委員会に付託をされました議案第10号「令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）」ほか4件につきまして審査いただくものでありますので、委員各位におかれましては、よろしくお願いを申し上げます。

なお、本特別委員会に付託をされました議案については、委員会付託事件一覧表としてタブレットに掲載いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、議案の審査に先立ち、理事者から挨拶のため発言を求めていますので、許可をいたします。

○山本市長 委員長のお許しを得ましたので、令和7年度予算審査特別委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

竹田委員長、谷藤副委員長をはじめ委員の皆様方には、日頃から市政各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、御礼を申し上げます。

本日の委員会は、さきの本会議で本委員会に付託をされました議案第10号から議案第14号までの計5件について、御審査をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審査をいただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げますが、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○竹田光良委員長 委員及び理事者に申し上げます。質疑及び答弁につきましては、着席のまま御発言いただきますようお願いいたします。

これより議案の審査を行います。議案の内容につきましては、本会議において既に説明を受けておりますので、これを省略し、質疑から始めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹田光良委員長 御異議なしと認めます。よって審査の方法については、提案理由並びに内容の説明を省略し、質疑から始めることに決定いたしました。

それでは、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第10号「令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○井上 実委員 それでは、私のほうからは、補正予算のあらましのほうから2点ほど、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、主に今回システム改修に関するところで、ちょっとお聞きしたいなと思うんですけども、まず1つ目に歳出の3ページ、歳出の上から4段目の社会福祉費の一般事務事業約1,400万円の障害者福祉制度改正及び番号制度対応に伴う障害者福祉システム改修委託料の増額というところと、この中段辺りにあります民生費の生活保護費、生活保護事業費約190万円の生活扶助基準の見直し及び被保護者調査の調査項目変更に係るシステム改修の新規計上、この2点についてちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

上段の一般事務事業のほうですけども、こちらのほうのこのシステム改修における工期というんですかね、その工期の期間を教えてくださいなと思います。

それと併せて、中段のほうのシステム改修におきましても、どの程度の工期の期間になるのかを教えてくださいなと思います。

以上です。

○竜田福祉保険部次長兼生活福祉課長 では、生活保護システムのほうを回答させていただきます。

こちらのほうは、現在、生活保護で使っているシステム、2種類なんですけれども、この10月からの基準額の変更と、次、来年、令和8年4月から毎月出している報告書の様式が変わることでの変更でございます。

こちらのほうは、もう工期としたら本当に実際に、市で処理するのは1日あればできると。元のシステムをシステム改修のデータ改正のシステムを作ったプログラムを送ってこられまして、それをこちらの機械で走らせると、全部中が変更される

という形になっています。

多分、元のほうで作られるのは期日がかかって  
いるかと思うんですけども、市の処理としたら  
1日あれば終わるということになっております。

以上です。

○野中障害福祉課長兼生活福祉課参事 障害者のシ  
ステム改修についてですが、こちらのほうは、年  
度末までに終わるといふところでの改修になりま  
す。

以上です。

○井上 実委員 ありがとうございます。今回何が  
お聞きしたかったのかというと、今回こういった  
システム改修というのは、多岐にわたって各部署  
であると思うんですけども、このシステム改修  
というところになると、基本的に一番最初に開発  
した業者さんが、続けて随意契約において、シス  
テム改修を行うということに、これはもうなっ  
てくると思います。

これは、システム上、他社では触れないので、  
最初に開発した業者さんが、引き続き改修を行っ  
ていくということになってくると思うんですけども、  
そこの妥当性について、ちょっと今回はお  
聞きしたいなと思っています。

このシステム改修となったときに、その相場感  
というのが、多分非常に分かりにくいなというふ  
うには思うんです。

そうなったときに、これはずっと随意契約で  
やっていくわけですけども、今回に限っても業  
務量に対して、この見積りというのは、恐らく出  
ているとは思いますが、上段の一般事務事業の  
ほうで言えば1,400万円ほどかかっているという  
わけです。

一方で、この中段のほうの生活保護事業のほう  
では、業者さんのほうでは、作業時間というのが  
一定かかっているとは思いますが、市のほうでは  
1日で済むし、市のほうでやる業務はこの  
見積りには多分入っていないと思いますので、  
本来その業者さんのほうでどれぐらいの期間をか  
けてこのシステムを構築されたのかというところ  
をちょっとお聞きしたかったわけなんです。

やはり行政としても、この価格が妥当かどうか  
というところは、常にチェックはされているとは

思うんです。そこに対して大体この相見積りで  
あったりとか、市場の価格調査であったりとか、  
そういったところをどのようにされているのか、  
現状として確認をさせていただきたいなと思いま  
す。

○野中障害福祉課長兼生活福祉課参事 障害福祉シ  
ステムに関しましては、他市の改修の状況等も参  
考にはさせていただいているんですけども、や  
はり今回番号制度の対応であったり、システム標  
準化の対応であったりで、なかなか同一業者でな  
いと、このシステム改修ができないというところ  
で、実際に見積書を取ったときには、業者とも調  
整をし、話をし、どの程度の人件費であったり  
とか、どのぐらい改修に人件費を要するというよ  
うなところで話をし、出してもらった金額がこ  
ちらになるという状況です。

以上です。

○岡崎デジタル推進課長 私のほうからは、システ  
ムの調達後、導入後、随意契約になるんじゃない  
かとか、そういった点について、システム調達に  
ついてというところで御答弁させていただきます。  
例えば、システム標準化につきましては、全国  
的に一斉に行うような調達というか、改修でご  
ざいまして、昨今、SEのリソース不足というよ  
うなところであったりとかいうところもございま  
して、やむを得ず随意契約というところもございま  
す。

一方、全てのシステムが調達後、随意契約を行  
うというわけではなくて、そのシステムごとに、  
更新する際には、本市にとって最も効果的、費用  
面でも職員の操作性、それから市民さんへのサー  
ビス向上という面も含めて、もちろんシステム選  
定の際には、各種調査等を行った上で調達を行  
います。

ただ、そういったことを踏まえても、随意契約  
を行わなければいけない場合であるとか、費用面  
からやむを得ず随意契約するというような状況も  
ございまして、調達をすれば必ず随意契約を行う  
ということではなく、そのシステム、それから社  
会情勢といいますか、その状況によりまして、新  
たに調達を検討したり、随意契約を行ったりとい  
うような形で、システム調達を進めているという

ところでございます。

以上です。

○**竹田光良委員長** 理事者に申し上げます。こちらから見ると全くどなたが手を挙げているのか、分からなくて、野中さんも全く顔も見えないんです。できますれば、手を挙げながら「委員長」と大きな声で言うていただければ非常にありがたいので、よろしく願います。

○**竜田福祉保険部次長兼生活福祉課長** 生活保護のシステムのほうで答弁させていただきます。

確かに、今委員御指摘のとおり、この生活保護も今のシステムを入れた会社のそちらで毎年のように基準改定が行われたときは、同じような形で、そのシステム改修を行うということで、随意契約になっています。

ただ、この今、泉南市が入れているシステム会社、これは今、生活保護のシステムでは、全国で一番大きなシェアを占めているというところもあって、他団体、多くの団体で使っているということで、改修の費用が泉南市の保護者の数で言うと、今の額になっているのかなというところも考えております。

この辺の費用については、再度こういう改定のあるときには、システム会社とその辺りもしっかり内容についても精査、内容確認していきたいというふうに考えています。

以上です。

○**井上 実委員** ありがとうございます。決して随意契約が、今回に関して、こういったシステムの改修において随意契約が駄目と言っているわけではなくて、これというのは、一定やはり開発業者にしか分からないことがあったりとか、会社が代わることによって、かなり問合せが増えたりとか、煩雑になってくるというのも必ずあると思いますので、こういったケースにおいて、随意契約が駄目と言っているわけではなくて、やはり長くそれが続いてしまうと、その相場感というものは、果たして妥当なのかなというところに関しては、随時しっかりとチェックしていただきたいなというところで、今回ちょっと御質問をさせていただきました。

以上です。

○**山本市長** このシステム改修に関しましては、私自身も課題認識を持っております。

この件に関しては、この件のみならず、国からいただく、例えば給付事業であったりとか、その都度、システム改修の予算がかかってまいります。そういった際に、システム改修の妥当性というところに関して疑問があります。

ただ一方で、それをその都度見ていくには限界がございまして、聞いても結局のところ、先ほど岡崎課長からありましたように、SEのリソース不足というところで、一定程度そこで回答が終わってしまうというところがございます。まさにブラックボックスの状態です。

実際のところ、何か法改正に伴ってシステム改修が生じる場合は、一定程度の期間が限られます。そういった際に、一定程度の競争性を働かせながらというのが理想なんですけれども、時間的余裕がないことと、まさに中の部分に関してブラックボックス化しているの、どのようにして、その金額の妥当性を細かいところまで見ていけるのかということに関して、非常に難しい状況がございます。

この辺りに関しましては、市長会のみならず、国のほうで一定程度を見ていただく必要があるかというふうに考えてございますので、引き続きそのような視点で注視をしてみたいと考えてございます。

○**大森和夫委員** まず最初に、学校用地所有権移転登記請求事件に関わって、この中身、事件の中身について教えてください。

2つ目が、マイナンバーカードと、在留カードの一本化ということなんですけれども、そもそも在留カードというのはどんなもので、これは国の法律の改正があったんでしょうか。ちょっとその辺のところ分かれば教えてほしいと。

在留カードを持っている方全員がマイナンバーカードと一体化することになるのか、希望者だけなのか、ポイントが付くのか、そんなところをちょっと教えてもらいたいと。

泉南市内で在留カードをお持ちの方が何人いるとか、そういうことを把握できているのであれば、教えてください。

次は、障害者福祉事業者等への物価高騰支援金額ということですが、「等」ということも入っているんですけれども、事業所が、事業者が幾つとか、事業者当たり1件とか、どんな形で1,100万円配分されるのか、お答えください。

それから、生活扶助基準の見直し及び被保護者調査の調査項目の変更と。この具体的に基準の見直しというのは、どういうことを指しているのか。調査項目の変更というのは、どういう中身なのか教えてください。

それと、介護事業者等への物価高騰対策ということですが、これも介護事業者という枠でどんな事業者、事業者1社当たりなのか、どんな配分の仕方をするのか、教えてください。

それと、新家第二跨道橋の保守点検がありますけれども、この跨道橋というのはどういう性質のものなのか。第二というふうにありますので、阪和道でのというふうにお聞きしているので、泉南市に関わる跨道橋というのは幾つあるのか、教えてください。

最後に、債務負担行為ですが、LED照明リース事業ということで、たしか11か所というふうに聞いたんですが、金額が4,290万円となっているので、これは何かLEDの照明と聞いたら、電球の交換かと思うんですが、そんな金額のレベルでもないですし、大体市有地のLEDの交換は済んでいたんじゃないかというふうに思っていたので、ちょっとその場所というか、どういうところのことを指しているのか、お答えください。

○守行総務課長 私のほうからは、弁護士に対しての成功報酬のことについて御答弁させていただきます。

こちらは、令和6年8月の議会で訴えの提起として承認していただきました案件の代理人弁護士への報酬等でございます。

内容につきましては、西信達義務教育学校整備事業の実施に当たり、西信達中学校用地で住所地不明の土地が残っておりまして、不在者財産管理人を立てて行う所有権移転登記請求、こちらを大阪地方裁判所へ訴えさせていただいたものでございます。

こちらにつきまして、令和7年5月に時効取得を原因とする所有権移転登記手続せよとの判決が下りまして確定したため、代理人弁護士へ支払う成功報酬などがございます。

以上でございます。

○野中障害福祉課長兼生活福祉課参事 私のほうからは、障害福祉に関する物価高騰対応についてですが、こちらのほうは、エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けている市内障害福祉サービス事業者等への支援ということで出させていただいています。

対象法人としましては、令和7年7月1日時点で、障害福祉サービス事業の指定を受けている各訪問系の事業所、通所系の事業所、入所系の事業所、障害児の通所系の事業所、地域生活支援として移動支援、日中一時支援の事業を実施している各事業所を運営している法人に対して、それぞれの補助額で補助をさせていただきます。法人としましては62法人予定をしております。

以上です。

○清水長寿社会推進課長兼生活福祉課参事 私のほうからは、介護事業所に対する物価高騰の給付金のことで御答弁申し上げます。

対象事業所は、令和7年7月1日時点で指定を受けている介護事業所になります。訪問系と通所系、入所系で補助金額を分けておりますので、それぞれのサービスを提供している事業所ごとに給付するというようになっております。

訪問系で73件、通所系で24件、入所系で定員が29人までのところで14件、定員が49人までのところで4件、50人以上のところ10件、合計で125件を予定しております。

以上です。

○土井産業振興課長 私のほうからは、跨道橋のことに関して御答弁させていただきます。

まず、跨道橋とは何かということなんですけれども、泉南市におきまして、阪和自動車道をまたぐ形で設置されている道路橋です。

高速道路の建設に伴って分断されてしまった両側の土地を結ぶために跨道橋というものが設置されております。

泉南市におきましては、新家第一跨道橋、新家

第二跨道橋、信達岡中跨道橋の3基の跨道橋が現在設置されております。

以上です。

○**竜田福祉保険部次長兼生活福祉課長** では、私からは、生活保護システムの改修の具体的内容というところに答弁させていただきます。

まず、1点目なんですけれども、これはこの10月からの改修になるんですけれども、現状、生活保護の生活扶助には2年前、2023年から1人当たり1,000円が物価高騰対策ということで足されているんですけれども、これはこの10月1日から1,500円に引上げになるというところの改修が1点。

それからあと、来年度から報告様式なんですけれども、これは毎月、月末締めした後、府を通じて国に生活保護の実態、これを統計報告しているんですけれども、その辺が11表ほどあるんですけれども、その中の4つの表、調査項目が増えたり減ったりというところの修正がいろいろ行われるということで聞いております。

以上です。

○**高山市民生活環境部次長兼市民課長兼生活福祉課参事** 私のほうからは、在留カードについてお答えさせていただきます。

在留カードというものは、日本に来ました外国人が、住所を置く住民基本台帳に登録する方、その方たちに発行されるカードとなります。

あと、特定在留カードがマイナンバーカードと在留カードが一体化されたものの呼び名になるんですけれども、それにつきましては、基本的には全員ではなく希望者のみということです。これについてポイント等、そういったものはございません。

また、在留カードの人数ということなんです、泉南市に今、住民基本台帳に記されている外国人が約950名、そのうち特別永住者等々が250名、引いた700名の方々が持っているのではないかと、いうふうに想像されます。

以上となります。

○**杉本環境整備課長** 私のほうからは、債務負担行為で計上しておりますLED化について御説明申し上げます。

まず、場所のほうですけれども、ちょっと11施設を申し上げます。

保健センター、信達公民館、新家公民館、なるにつこ認定こども園、子ども総合支援センター、市民交流センター、図書館・文化ホール、これは舞台照明は除きます。あと、消防分団車庫として、信達分団、新家分団、樽井分団、鳴滝分団、この計11施設でございます。

あと、内容的には、記載のとおりLED化というところなんですけれども、器具の取替えであったり、器具は使えるが、球だけ交換するというふうな内容もございまして、施設によって様々含んでおる内容でございます。そういったところの施設ごとの、施設としてLED化を進めるというものでございます。

以上でございます。

○**高山市民生活環境部次長兼市民課長兼生活福祉課参事** すみません、先ほど外国人の数を950名ほどと言ったんですが、この最新、8月末の時点の数は1,300名ほど今おられます。

以上です。

○**大森和夫委員** 西信達義務教育学校の件ですけれども、ちょっと知らないのですが、裁判のこととか分からないので、質問させていただきます。

成功報酬が14万2,000円ということで、相手方がいない、住所地が不明とおっしゃったのかな。そういう中での登記手続ということだったので、ちょっとよく分からないので言わせてもらいますけれども、多分、弁護士を介さずにできなかったのかなというふうに思ったりしますので、その辺のところをお答え願いたいというふうに思います。

次に、在留カードのことですけれども、さっきは、外国人の数が1,300人とおっしゃったので、引き算して持っている人の数、持っていない人の数だったかな。

最初の説明では950人から250人引いて700人が持っているだったかな、されましたけれども、今度の計算は1,300人から250人引いてというふうに変わるんですか。ちょっとその辺のところをもう一遍説明してください。

これは法律が変わってということなのか、その辺のところもお答え願いたいというふうに思いま

す。

これをする事のメリットとかデメリット、目的が分かれば教えてください。

それと、介護施設、障害者施設、それぞれどういう事業者に物価高騰対策を行うかは分かっていたんですけども、例えばこういう規模のところは幾らとか、金額当たりがちょっと分からへんで、どれぐらいの金額が当たるのか、最高はこれだけで最低はこれだけとか、その辺の金額の基準をちょっと教えてほしいと思います。

それと、跨道橋ですけれども、これは項目として農地というふうになっているんですけども、この跨道橋を利用するのが、農業関係者とかということで、農地になっているんですかね。

何かその辺のところ、昔なら動物が通るようにつくったとかいうような話も聞いたことあるんですけども、それとはまた全然別なものなのか。

いや、本来、阪和道に関わる、ついているものだから、どこか違うこの農地から出るのがちょっと違和感を感じたので、その辺のところを説明してください。

それと、LEDに関しては、LEDに代えたほうが、ずっと電気代も安くなるし、電球のもちもいいから、一斉に例えば街灯は代えたというふうに記憶しているんですけども、それぐらい効果のあるものでしたら、もう全て市有施設ではLEDの照明は終わっているのか、終わってないのか、まだ残っているのか、ちょっとその辺のところについてお答えください。

#### ○高山市民生活環境部次長兼市民課長兼生活福祉課 参事 在留カードについてお答えします。

おっしゃるように、法律が変わりました。出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律ということで、この公布日が、令和6年6月21日に公布されまして、起算して2年以内に施行という形になっております。

在留カードの持参数なんですけど、実際これは市が発行しているものではないので、はっきりとは分からないんです。市に、住民基本台帳に登録されている外国人の方と、あと、特別永住者と永住者を引いた分が、恐らく在留カードを持っているだろうということなので、議員おっしゃるように、

単純に先ほどの数、1,300人から250人を引いたらという形になるのではないかというふうに感じています。

あと、メリット・デメリットなんですけど、現在その詳しいことは何も我々のほうにも伝わっていませんので、メリットしか今のところ来ていません。

メリットは何かといいますと、在留カードを更新した際に、マイナンバーカードをお持ちの外国人は、また市に来てマイナンバーカードを更新しなければならぬんですが、この一体化した特定在留カードを持つと、在留カードを更新すれば、マイナンバーカードの有効期限も自動的に反映されて更新されるという形になるというふうに聞いております。

以上です。

#### ○土井産業振興課長 跨道橋の関係を御答弁させていただきます。

現在、この跨道橋に関しましては、扱いとしましては一応農道橋というような形、位置づけになっておりますので、農林水産係の所管になります産業振興課のほうで対応はさせていただいております。

設置からもう30年以上経過されておまして、私も最近なんですけれども、ちょっとNEXCO西日本のほうに、もともとのこの跨道橋を設置する経過ということを、ちょっと問い合わせしてみたんですけども、いかんせん時間もかなり経過しているということで、なぜあの場所にこの3基の跨道橋が必要だったかという経過は、向こうにも問い合わせたんですけども、不明という形でございました。

一応、農道橋という扱いなので、もともと山間部に建設された高速道路ということだったので、利用されている方も、農業者、林業者ということが想定できるのかなとは思いますが、いかんせん、すみません、繰り返しになるんですけども、どういった地元からの要請でこれを造ったかという経過が今のところは不明ということになっておりますが、帰属のほうを受けておりますので、原課のほう、こちらで管理しているという状況でございます。

利用状況に関しましては、なかなか現時点では、特に新家の辺りは利用者が見受けられない状況があるのかなということはお聞きしております。

以上です。

**○清水長寿社会推進課長兼生活福祉課参事** 私のほうからは、介護事業所の物価高騰対策の給付金の金額を申し上げます。

訪問系の事業所で5万円、通所系の事業所で15万円、入所系の事業所で定員が29人までのところで20万円、定員が49人までのところで30万円、50人以上の定員のところで40万円を予定しております。

以上です。

**○山本市長** 大森委員、この物価高騰の支援事業のそれぞれの分類ごとの補助額、1法人当たりというのは、資料に出させていただいているんです。なので、御確認いただいて、また分からないところがありましたら、また御質問いただければと思います。

**○桐岡教育部長併成長戦略室参与** 西信達義務教育学校に伴います所有権移転登記請求事件につきましては、令和6年8月の時点で、詳しい内容につきましては議会のほうに御説明させていただいております。

その中におきまして概要を言いますと、学校敷地のうち18分の1につきましては、所有者が死亡しているであろう土地がありましたので、その所有権を時効取得するため、今回そのときに裁判所のほうに、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求めたものでございまして、その当時、西信達義務教育学校の事業を進めるのと並行して、こちらのほうを進める必要がありましたので、我々が進めるよりも、専門家の方をお願いするほうが、煩雑ではなく迅速に事業を進められるものとして判断したものでございます。

以上です。

**○杉本環境整備課長** 私のほうからは、LED化についての残りの施設というところでございますが、先ほど委員もおっしゃられましたとおり、過去には街路灯であるとか、近年では本庁、学校施設のLED化というのが進んできてございます。

今回の施設につきましては、もう早急にLED

化を進めていかなければならないという施設でございまして、ほぼほぼこれで、市有施設のLED化は終わるのではないかと考えております。

あと、残る施設としまして、大規模な施設、市民球場であるとか図書館・文化ホールの舞台照明、これらについては、規模が非常に大きいものでございますので、今回の内容のように単純に器具だけ、球だけを交換するというものではなくて、施設全体として考えられるということでございますので、この中には含めておらず、その施設については今後検討されるものと考えてございます。

以上でございます。

**○大森和夫委員** 市長のほうから、資料が出ていますということでした。今ちょっと聞いた、昨日出してくれたそうなんですけれども、ちょっと早めに言ってもらって、早めでなくても、これを質問するときに見るのは、予算審査特別委員会は特別ありませんので、説明は僕の場合だったら総務産業常任委員会で聞きますので、事前に調べるときには、総務産業常任委員会の資料を開いたりするのが主なので、出たということをお聞きするのほうから。

**○竹田光良委員長** 大森委員、メールで流されていますので、メールを見てください。昨日来ている。議会中は全てのメールのチェックをお願いいたします。

**○大森和夫委員** いや、チェックしたつもりやけれども、だから1つは、ちょっと早めとか、そういうところで見ようにはしているし、メールも、言われるように見るようにはしているんですけれども、一言声かけてもらったら、どこのフォルダに入っているかということも分からんところがあるんです。

今言うたように、今回は予算、今、上に書いてあるんやけれども、ちょっとぜひそういうことをしてほしいなというふうに思いました。

すみません、僕のほうも、もうちょっと注意して見ておけばよかったので、これから注意します。

そうしたらあとは、跨道橋のことですけれども、ちょっとやっぱり利用状況とかを確認してもらって、不必要だったら廃棄というとおかしいけれども、閉鎖するとかいうようなことを含めてするよ

うなことも考えたほうが、費用の点からもいい場合もあるかもしれませんので、ぜひこの機会に一遍検討してもらったらというふうに思います。

これはもう別に答弁はいいので、これで質問を終わります。

○工藤智恵子委員 よろしくをお願いします。

71ページの認定こども園事業の、私、この間の一般質問でお伝えさせていただいた、こども誰でも通園制度に伴う修繕費というのが728万2,000円上がっていると思うんですけども、これの中身、どこを修繕したのかというのを教えていただけたらと思います。

あと、ちょっと聞いたと思うんですけども、これの分の中で、国からの補助が何割ぐらいあったのかというの、もう1回お願いします。

○石谷健康子ども部副参与兼保育子ども課長 なるにつこ認定こども園での、こども誰でも通園制度を始めるに当たってのお部屋の修繕という形になっております。

これからこの予算案を認めていただいた上で、修繕を行うということですので、予定している修繕箇所なんですけど、実際使おうと思ってお部屋が、今、図面上では応接室というような形になっているお部屋でして、玄関を入れて左側のお部屋で、現在は1号認定子どもの教育・保育を受けた後、保護者がお迎えに来るまでの間、待機するお部屋として使用している部屋となっております。

約30平米ぐらいのお部屋でして、建物自体がすごくやっぱり、なるにつこ認定こども園は古いので、この部屋については、もともと保育室として使っていなかったもので、今まで改修とかはほとんど行っておりません。

ですので、床であったりとか、壁、また窓、サッシですね。あとエアコンであったりとか、換気扇であったり、隣接するトイレの改修というのも予定をしております。

それと、この修繕をするに当たっての国の補助の割合なんですけれども、全体に係る費用の3分の2を国の補助から受ける予定となっております。

以上です。

○添田詩織委員 補正に関する直接の質問というよりか、現状の確認になってしまうんですけども、

まず、教育費の学校給食センター費についてなんですが、現在の給食費の滞納未納率であったり、金額が分かれば教えていただきたいと思います。

その滞納等に対する対応、または給食費の徴収方法について教えていただきたいです。

次に、民生費の国民保険費と介護保険費なんですけれども、こちらについても、国民保険料、介護保険料の未納を回収するための現状の取組について教えていただきたいと思います。

前回、資料請求させていただいたときに、介護保険料に関しましては、外国人の未納が多いというデータを受け取ったんですけども、こちらに関しても、外国人の転入者が大変大幅に現在増加傾向にあるという中で、そういった未納への対策であったり、何かしていることがあればお聞かせください。

○桐岡教育部長併成長戦略室参与 給食費につきましては、現在、滞納率につきましては、小中ともに1%を切っておりますので、納付していただいている率は98%から99%以上、ここ数年続けております。

それと、徴収方法につきましては、ほぼ全ての方に銀行口座の引き落としになっておりますので、自動的に定期的に引き落とししているものと認識しております。

それでも、引き落とされていない方につきましては、督促の方法といたしまして、学校のほうで、学期末に保護者の懇談がある場合に、その場に給食センターの職員が出向いて、学校の先生と共に納付のほうをお願いしているというふうな作業を行っております。

以上です。

○港保険年金課長兼生活福祉課参事 国民健康保険料の滞納の対策について御質問がありましたので、御答弁させていただきます。

滞納されている方に関しては、まず督促状、並びに催告書のほうを発行させていただいて、それでもちょっとお納めいただけない場合は、財産調査をさせていただいた上で、差押え等の財産処分に移るといような形の徴収対策を行っております。

また、確実に御納付いただけるように口座振替

を推奨させていただいております、申込用紙を郵送したりであったりとか、窓口に来ていただいた方に積極的に進めているような状況でございます。

外国人の方につきましても、同様な対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

**○清水長寿社会推進課長兼生活福祉課参事** 私のほうからは、介護保険料の未納分の回収に対する対策を御答弁申し上げます。

介護保険料につきましても、ほとんどの方が年金からの徴収という方が9割いらっしゃいます。残りの1割が普通徴収という形で、納付書で納めていただく方になります。

そのうちの口座振替の利用者が大体2.8割となっていますので、この辺りの口座振替の推奨を進めていきたいというふうに思っております。

例年していることとしましては、督促状の送付であったり、催告書の送付、それと随時窓口での折衝を行っております。

それと、外国人の方に対する対策として、特に特別な何か対策を取っているわけではございませんけれども、窓口での丁寧な説明を継続していると、そういう状況でございます。

以上です。

**○添田詩織委員** 督促状等は、外国の方が分かるように、その方の母国語に合わせた書類等を配布されるのか。また、窓口の対応等、日本語での対応ではない対応をされるのかなどをお聞かせください。

**○清水長寿社会推進課長兼生活福祉課参事** 督促状については、日本人の方と同じ、日本語での表記になります。窓口についても、当然我々が直接対応していますので、分かる日本語で何とかやり取りしているというのが現状でございます。

以上です。

**○港保険年金課長兼生活福祉課参事** 国民健康保険料につきましても、介護保険料と同様に、督促状については、日本の方と同じような書式のものを送らせていただいております。

また、窓口対応につきましても、できるだけコミュニケーションが取れるようにアプリ等も使用

しながら、折衝しているような状況でございます。以上です。

**○竹田光良委員長** ほかございますか。———ないですね。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○竹田光良委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「令和7年度大阪府泉南市民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

———質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○竹田光良委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

ここで、この後の議案ですけれども、関係のない職員の方は退出していただいて結構です。その場で暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 再開

**○竹田光良委員長** 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、議案第12号「令和7年度大阪府泉南市民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹田光良委員長 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「令和7年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹田光良委員長 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「令和7年度泉南市下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○竹田光良委員長 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可決されました。

以上で本特別委員会に付託をされました議案の審査を終わります。

以上で本日予定をしておりました議案審査につきまして、全て終了いたしました。委員各位におかれましては、慎重なる審査をいただきまして、誠にありがとうございました。

なお、本会議における委員長の報告につきまし

ては、私に一任していただきますようお願い申し上げます。

これもちまして、令和7年度予算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時51分 閉会

(了)

委員長署名

令和7年度予算審査特別委員会委員長

竹田光良